平成２１年（フ）第１３５４号
福岡市西区壱岐団地32番205号
債務者　太田　豊樹
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３６１号
福岡市城南区長尾３丁目18番17号
債務者　有吉　克巳
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３６４号
福岡県福津市勝浦976番地
債務者　花田　史隆
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３７３号
福岡市南区塩原１丁目２番17―301号
債務者　古閑　純代
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３７４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻88番地１宮町団地Ｂ―202号
債務者　永井　栄一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３８０号
福岡市早良区星の原団地45番406号
債務者　渡邉　憲一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８３０号
宮城県名取市愛島台６丁目16番地の２
債務者　佐々木みき子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８３４号
仙台市青葉区荒巻中央16番６号
債務者　土井伸次郎
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４２号
福島県双葉郡双葉町大字新山字弓迫１番地、住民票上の住所福島県相馬市中村字北町11番地の７
債務者　高橋　和晴
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第２１９号
水戸市松が丘１丁目６番22号　アパルト松が丘Ａ棟203号、旧住所水戸市加倉井町661番地
債務者　加美　信親
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２６４号
水戸市千波町1458番地の１　カドリール105号、旧住所水戸市元吉田町2956番地の１
債務者　中村　洋一
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２６５号
水戸市千波町1458番地の１　カドリール105号、旧住所水戸市元吉田町2956番地の１
債務者　中村　啓子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２７３号
水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅507棟２Ｈ―５号
債務者　根崎　政芳
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２９１号
茨城県小美玉市中野谷429番地１　リーフグリーンＣ―５
債務者　君山　信子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２９８号
水戸市中丸町287番地
債務者　初見　　健
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３０４号
茨城県那珂郡東海村大字舟石川573番地36
債務者　永山　友行
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３０５号
茨城県那珂郡東海村大字舟石川573番地36
債務者　永山　玲子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７９号
茨城県日立市諏訪町1170番地
債務者　佐竹　一信
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
水戸地方裁判所日立支部